

第 1 4 回盛岡地方裁判所委員会議事概要

第 1 開催日時

平成 2 0 年 2 月 2 9 日 (金) 午後 2 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 0 0 分

第 2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室 (5 階)

第 3 出席者

(委員)

伊藤紘基 , 内田浩 , 榎戸道也 , 大森紀代美 , 川嶋静夫 , 河辺邦博 , 菅原唯夫 , 杉山慎治 , 千田耕一 , 西尾博子 (五十音順 , 敬称略)

(庶務)

佐藤地裁事務局長 , 太田家裁事務局長 , 村川民事首席書記官 , 鹿内刑事首席書記官 , 島田地裁事務局次長 , 大山家裁事務局次長 , 藤原地裁総務課長 , 宍戸地裁総務課課長補佐 , 工藤地裁庶務係長

第 4 盛岡地方裁判所委員会議事

1 所長あいさつ (伊藤委員)

2 委員長選任 (杉山委員長代理)

委員の互選により , 伊藤委員を委員長に選出した。

3 委員長あいさつ

4 配布資料の説明 (伊藤委員長)

5 裁判所における取組状況報告について

庶務担当等から , 次の項目について説明がなされた。

(1) 広報活動状況について

ア 「小学生書道コンクール」の開催について

イ 冬休み親子で裁判所見学ツアー「ぼくらの裁判員物語」の開催について

ウ 裁判員制度フォーラムについて

(2) 模擬裁判員選任・模擬評議について

(3) 検察審査会の配置の見直しについて

(4) 裁判の迅速化に係る検証に関する報告について

6 議事テーマ「裁判所の情報提供サービスについて」及び「裁判所における情報セキュリティ対策について」の意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち、次のとおり説明などがなされた。

ア 裁判所ホームページのデモンストレーションを行い、情報提供サービスの現状を説明（庶務担当）

イ 不動産競売物件情報サイト（BIT）についてパワーポイントを使用して利用方法などを説明（庶務担当）

ウ 裁判所で実施している情報セキュリティ対策についての現状を説明（庶務担当）

(2) 意見交換

議事テーマ等に関し、概略、次のような意見交換がなされた。

裁判所に手続相談のためにパンフレットなどを用意しているという説明を受けたが、裁判所の手続を利用する場合に、弁護士などに相談した上で利用しているのか、それともほかに相談することをしないで利用しているのか、その割合はどのようなになっているか。

地方裁判所の事件であれば、弁護士が訴訟代理人として選任されている割合が比較的高く、簡易裁判所の事件では、弁護士や司法書士が訴訟代理人として選任されていることが少ないのではないかという感じである。全国的な統計では、地方裁判所の場合、双方に訴訟代理人が選任されている割合が38.1パーセント、原被告のどちらかに訴訟代理人が選任されている割合が40.7パーセントとなっており、これは盛岡地裁の場合においてもあまり違いはないのではないか。

訴訟代理人が選任されていない事件でも、その過程においては、事前に弁護士などに相談されたと思われる場合や、司法書士などに相談して作成したと思われる書面が提出されていることもあるので、地方裁判所においては感触として、自分だけの力で提出書面を作成したと思われるものは、全体の5パーセントくらいではないかと感じている。

簡易裁判所の場合は、訴訟代理人として弁護士や司法書士が選任されていない割合が多いと思われる。簡易裁判所の8割くらいは、消費者信用事件と過払金返還請求事件などの多重債務者関係の事件であり、それらの事件では比較的弁護士や司法書士が関与している割合が高いと思われるが、それ以外の事件では、訴訟代理人が選任されていないケースが多数あると思われる。この場合には、簡易裁判所の窓口において、手続についての相談を受け、その際にパンフレットや定型書式の申立書などを渡して利用していただいている。

簡易裁判所の調停事件については、そのほとんどが本人申立てであり、定型書式が利用されていると聞いている。

裁判所での相談は随時実施しているのか。

簡易裁判所では、開庁日に毎日随時、受付相談を行っており、あらゆる紛争の類型について、広く手続の説明などを行っている。盛岡本庁の場合では、1日平均

で12, 3人が相談に訪れている。

私は今日まで裁判所で相談を実施していることを知らなかったが、相談を実施しているという情報をどのようにして宣伝しているのか。ホームページに情報を掲載することは費用的に経費がかからないと思われるが、高齢者がホームページを操作するのは難しいと思われるし、ホームページの存在自体を利用者にどのように知らせているのか疑問がある。

また、自分の知りたい情報をホームページから検索するのに、例えば事件の件数を探そうとしても、サイトから検索するのが難しいと感じた。改善すべき点がかなりあるのではないかという印象がある。

裁判所が相談を実施していることは、市町村の広報誌を利用するなどして情報提供することを考えてはどうか。

ホームページへのアクセスの件数は、裁判員制度の実施が迫っていることによって増えている状況にあるのか。最近の傾向はどうなっているのか。

盛岡地家裁のホームページへのアクセス件数は、月平均で2500件から3000件くらいである。裁判員制度との関係でアクセス件数がどのように変化しているかについての分析はしていないが、各庁ともアクセス件数は伸びているものと思われる。

相談を実施しているなどの情報をホームページに掲載するだけでは、そもそもホームページの存在も今日まで知らなかったような状況なので、情報提供として不十分なのではないか。

裁判所にもホームページはあるだろうと思っていたが、アクセスする必要性がなかったことからこれまで見たことがなかった。私のようにホームページを見ていない人も多数存在すると思われ、もっとその存在を宣伝すべきではないか。

先日、最高裁で、死刑か、無期懲役かということで裁判官の意見が分かれた判決があり、新聞報道された事件があったが、このような判決は、ホームページで検索することも可能である。下級裁の判決をホームページに掲載する場合、その基準があるのかどうか知りたい。

東京地裁では、一定の紙面の大きさと新聞に掲載されるような事件の判決は、そのほとんどが仮名処理されてインターネットに掲載されることになっている。

判決をホームページに掲載する基準として、多くの場合には、世間の耳目をひくようなマスコミで取り上げられた事件、新聞報道されたような事件を仮名処理して掲載することになるのが一般的である。

ホームページに掲載されるのが遅いのではないか。

事件を選択し、仮名処理してからの掲載になるので、時間がかかるということはあると思われる。

パソコンを見るのは好きだが、これまで裁判所のホームページを検索したことはなく、今後は検索してみようと思っている。私自身、この委員会の委員にならなければ、裁判所に来ることもなかったと思われるが、これから裁判員制度が始

まれば、多くの人が裁判所と関わりを持つことになるので、裁判所としては、それらの方々に理解してもらうためにも、いろいろな手段を尽くして、情報提供していくことが大切ではないかと思う。

B I Tシステムについては、個人名を仮名処理しているということであり、これは個人情報に当たるということからの配慮かもしれないが、登記情報システムを利用すれば氏名はわかることであり、仮名処理することはあまり意味はないことではないか。

また、B I Tシステムには、対象物件の所在地の住宅地図が掲載されていない。不動産の登記表示と住居表示は違っていることも多く、それでは、購入希望者は現地に行けないのではないか。そのようにしているのは、B I Tシステムを見ただけで、現地に行かれては困るということであり、本当に購入を希望する人は裁判所で報告書を確認してから現地に行ってもらいたいということでそのようにしているのかと考えたりしたのだが、そのあたりはどのように考えているのか。

B I Tシステムの仮名処理については、その必要性について議論があったことは確かである。しかし、対象物件がアパートである場合のように、賃借人という事件とは関係しない第三者が占有者となっているケースがあり、このような場合にまで氏名をインターネットで公開することはいかがなものかということなどを踏まえ、基本的にすべての個人名等を仮名処理せざるをえないとの結論になったものである。

現状では、仮名処理をしていない情報を知りたい方は、裁判所に紙ベースで備え付けられている物件明細書、現況調査報告書、評価書を確認していただきたいと考えている。

なお、裁判所では、物件を購入する際には、裁判所からの情報だけによるのではなく必ず現地を確認してほしいと伝えている。

盛岡地裁においては、仮に現況調査報告書などに住宅地図が添付されていても、B I Tシステムには住宅地図を掲載しない取扱いにしている。これはB I Tシステムを見て、興味本位で現地に行くような人もいないのではないかと疑問がぬぐえない以上、所有者等の保護を優先しているものである。

先ほど説明を受けた裁判所の情報セキュリティについての感想だが、裁判所の情報セキュリティは緩いのではないかと感じた。裁判所は公的機関ということもあり、難しい面があることはある程度理解できるが、システム会社や銀行であれば、建物の入館から人の出入りのチェックを行い、だれがどこにいるのか確認できるようになっており、だれもが自由にどこにでも入れるようにはしていない。

裁判所では、自宅で仕事をする場合、個人のパソコンを使用してもいいことになっているようだが、会社では、個人の持ち物を持って仕事場に入ることを禁止しており、もちろん個人のパソコンを使用することは認めていない。仕事の内容などから無理なのかもしれないが、もっと厳しくやった方がいいのではないか。

裁判所の利用者が逐次チェックされるようでは、開かれた裁判所というイメー

ジが失われてしまうのではないかと危惧される面もあるのではないか。

裁判官や裁判所の職員は、自宅で仕事をするということだが、その場合に必ずしも使用するパソコンをスタンドアロンにする必要はなく、一定の要件を満たせば、ネットに接続していても自宅に持ち帰った情報を使用して作業することが可能だということであった。しかし、人間である以上、間違いを犯すこともあるわけであり、裁判所は極めて個人的な情報を扱っているところであることを考慮すると、情報漏洩に対しては限りなく安全策を取っていただきたい。

情報セキュリティに関しては、個人の意識に委ねている部分が大きすぎるのではないか。やはり、人間の意識には限界があるので、物理的に押さえ込むような方法を検討した方がいいのではないか。

裁判官が自宅で仕事をする場合、生活環境など個人のおかれた環境によって、自宅で仕事をするのもやむを得ないと思われるが、個人的には、自宅に持ち帰って仕事をするのではなく、すべて裁判所で行うのが望ましいと考えている。

自宅で仕事をする場合でも、パソコンを2台購入し、そのうちの1台はインターネットに接続しないで仕事だけに使用するという方法も考えられ、そのようにすればインターネットからの情報流出は避けられるはずである。後は、情報を移動する際に紛失しないように気を付けることになるのではないか。

裁判所において、個人情報の流出ということはあったのか。

平成18年2月14日付けで新聞報道されているのだが、東京地裁の競売担当書記官が自宅のパソコンで作業したところ、149人分の個人情報がウィニーによってインターネット上に流出したということがあった。

御指摘があったように、裁判所の情報セキュリティ対策は、まだ発展途上の状態であり、今後どのようにしていくかを検討していかなければならないと考えている。

法廷が公開の場であることからすれば、傍聴席が少なく傍聴できない人がいるような場合に、その法廷の様子を隣室で見られるようにするということも考えられるのではないか。

裁判所が相談の窓口になっていることは今日の委員会で知ったのだが、そのようなサービスをしていることによって、国民にとって身近な存在になっているように感じられた。

ホームページの存在については、職場に帰って検索してみたいと思っている。

第5 次回委員会について

開催日時及びテーマについては、確定次第、庶務担当から委員に対し通知することとした。

第6 閉会

以上